

## 講演抄録「分散型ソーシャルネットワークをめぐる法的問題：マストドン事例として」

2017年6月18日 豊島区立舞台芸術交流センター  
講師：成原慧（東京大学大学院情報学環客員研究員）  
主催：NPO 法人うぐいすリボン

ありがとうございます。ご紹介いただきました、成原と申します。最初にお断りをおきますが、私はマストドンの専門家ではなく、みなさんの中により詳しい方も多と思います。実は今回、講演会の依頼をうけ、初めてマストドンのアカウントを作ったというライトユーザーです。ですが、情報法の観点から話をしてもらいたいということで、せっかくの機会ですので、私なりに情報法の観点から問題提起をしたいと思えます。

簡単に自己紹介をいたします。私の専門は情報法、特にインターネット上における表現の自由を巡る問題です。この問題について、アーキテクチャとよばれる物理的・技術的手段による規制や、それを設計する媒介者の役割に着目し、研究を進めてきました。

分散型ソーシャルネットワークであるマストドンが、日本でも注目を集めております。一方で、いわゆる二次元の非実在青少年をめぐる性表現など、表現の自由と規制をめぐる議論も起こっています。今日の講演では、分散型ソーシャルネットワークと表現の自由の関係について、お話しをしたいと思います。

私なりの問題意識で敷衍いたしますと、分散型ソーシャルネットワークは、プラットフォームの分散によりネットの自由を取り戻す救世主なのか、あるいはメディアの分断によりネットの民主主義を脅かす破壊者なのか。今日の講演は、マストドンを事例に、分散型ソーシャルネットワークの特性を確認したうえで、分散型ソーシャルネットワークの発達が表現の自由と規制、そして民主主義に対し提起する問題について考えてみたいと思えます。

以下の構成ですが、まずインターネット上の表現の自由と規制の構造について確認したいと思います。そのうえでマストドンを事例に、分散型ソーシャルネットワークの特徴と意義を論じます。そして、分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現について考え、分散型ソーシャルネットワークの運営者にどのような責任が問われるのかを検討したいと思います。そして最後に少し視野を広げて、分散型ソーシャルネットワークと民主主義、そしてガバナンスの関係について考えてみたいと思えます。

### 1. インターネット上の表現の自由と規制の構造

インターネット上では、情報発信主体の増大、国境を越える情報流通、匿名性の高さなどにより、国家による直接的な法規制が困難になってきました。

まず情報発信主体の増大。

従来はテレビ局や新聞社や出版社、あるいはそれを通じて表現できる少数の作家やジャーナリストでなければ、公衆に届く表現活動をするのは難しかった。しかしネット時代においては、誰もがブログや twitter などを通して、表現を発信できる。すると、情報発信主体が飛躍的に増大し、従来であれば新聞社やテレビ局をコントロールすればよかったところ、個々の表現主体を規制することは困難になった。

次に国境を越える情報流通。インターネット上では国境を越えて情報が流通するため、ある国が表現活動を規制しようとしても、別の国から情報が発信されていると、現実的には規制が困難になる。

最後に匿名性の高さ。実際にインターネット上の匿名性が高いかはさておき、主観的には匿名性が高いと捉えられており、情報の発信者を特定することが事実上困難なケースも少なくない。

こういった要因によって、国家による直接的な法規制が困難になっている。しかし、だからといって、わいせつ表現やプライバシー侵害にあたる表現や名誉棄損的な表現を放置することはできない。そこで、プロバイダや検索エンジンやソーシャルネットワークの管理者、総称して「媒介者」を通じて、規制が行われてきました。あるいは先ほどもお話しした通り、アーキテクチャ、物理的・技術的手段を通して、情報の流通規制が行われてきました。

媒介者が自主規制を行う場合もあるでしょうし、媒介者と国家が協力して共同規制をすることもあります。また、国家が媒介者に規制を命じるなど、ゲートキーパー規制と呼ばれる形をとることもあります。いずれにせよ、ネットでは国家が直接規制を行うのではなく、媒介者を通して間接的に情報流通の規制が行われてきました。

そのことの問題について考えるため、日本であれば日本国憲法 21 条で保障された、表現の自由の構造について考えたいと思います。

表現の自由は、表現の発信だけでなく受領も含め、情報流通過程全体の自由を保障しています。たとえば私に本を書く自由が保障されていたとしても、本屋さんを通じて本が流通する過程が規制されると、読者には届かない。読者が受け取る自由が保障されていなければ、表現の自由が守られているとはいえないのです。表現が流通する過程全体の自由が保障されてはじめて、表現の自由が保障されているといえる。

繰り返しになりますが、インターネット技術の発達によって、一般の市民が容易に自分の表現を世界に向けて発信できるようになりました。また、多種多様な表現を取捨選択して享受できるようになりました。

とはいえ、媒介者の力を借りなければ、市民はインターネット上で表現活動すること

はできません。媒介者は、インターネット上の表現活動を支える上でも、規制する上でも、重要な役割を果たしています。であるがゆえに、今日のインターネット上では、媒介者を通じて間接的に表現活動を規制する例が増えています。例えば、最近話題の「忘れられる権利」もそうです。掲示板や 2ちゃんねるに書き込んでいる個々の人を見つけ出して「この書き込みを消してください」と要請するのは困難ですし、訴訟を提起することも現実的には難しい。そこで、Google など情報流通のボトルネックになっている媒介者に、その情報が検索結果に表示されないよう削除してもらった方が、自分の情報を消してもらいたい人には好都合なのです。

## 2. 分散型ソーシャルネットワークの特徴と意義

では、マストドンのような、分散型ソーシャルネットワークにはどのような特徴と意義があるのでしょうか。

まず、マストドンのユーザーインターフェイスについて確認しておきましょう。ホームと呼ばれるタイムラインでは、自分のトゥート(twitter のツイートに相当)とフォロワーのトゥートが表示されます。ローカルタイムラインでは、自分の所属するインスタンスコミュニティのようなものですが一に所属する全てのユーザーの公開トゥートが表示されます。最後に連合タイムライン—これが面白いところで、英語では federated timeline といわれる点が後の話とも関係するのですが—では、自分の所属するインスタンスに「知られている」すべてのユーザーの公開トゥートが表示されます。「知られている」ユーザーには、インスタンスに所属するすべてのユーザーだけでなく、インスタンスに所属するユーザーの誰かにフォローされている他のインスタンスのユーザーを含めます。

マストドンは、インスタンスを分散化させることによって、自由を確保しようとしている側面があるのですが、だからといってユーザーがそれぞれのインスタンスに閉じこもることを推奨しているわけではありません。連合タイムラインを通じて、他のインスタンスのユーザーとのつながりも確保しようとしているのです。

そのうえで、分散型ソーシャルネットワークの一種であるマストドンの特徴をみていきたいと思います。

この図は(スライド資料 11 ページ)分散型ソーシャルネットワークの専門家、山本竜也さんの記事に掲載されていた、大変分かりやすいものです。従来の集中型ソーシャルネットワーク(twitter など)では、サーバーは一つで、それにユーザーが登録してプラットフォームを利用していました。そこで、例えば性表現規制などについてどこかの国から規制されたり、社会的な圧力があると、そういった表現は twitter の判断次第で消されてしまいがちです。

それに対して、マストドンのような分散型ソーシャルネットワークでは、インスタンス

ごとにサーバーがあり、プラットフォームが分散化されているので、管理者も複数います。そこで、インスタンスごとに、ある表現を規制するかしないかを判断することになり、インスタンスごとに多様性が生まれる。これが分散型ソーシャルネットワークの特徴です。しかも先ほどお話しした通り、全くバラバラなわけではなく、それぞれのインスタンスがつながっている。

このようにマストドンは、非常に興味深い特徴をもっています。そして、マストドンの開発者オイゲン・ロッコも、注目すべきことを言っています。彼によれば、マストドンは「自由(フリー)な、オープンソースの、連邦(連合)化されたソーシャルネットワーク」(a free, open-source federated social network)であると。

ロッコの書いた記事を元に、以下、マストドンの特徴を三つみていきたいと思います。まず、オープンソースによる開発が挙げられます。誰もがコードを検証し、改善することが可能です。次に、プラットフォームを分散化することによって、特定の企業による独占的なコントロールを回避し、自由を確保することができます。最後に、複数のインスタンスが共存することによって、多様なインスタンスの選択が可能になり、自分の趣味や興味に合うインスタンスを選択できます。さらに、小規模なコミュニティの構築・運営が容易になり、誰もがインスタンスを運営可能です。実際、マストドンには100人や1000人単位のインスタンスも数多く存在します。さらに言えば、自分専用のインスタンスも立ち上げ可能で、そのようなインスタンスも実際に立ち上げられているようです。

### 3. 分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現

では、このような特徴をもったマストドンは表現の自由にとって、特にインターネット上の表現の自由にとって、どのような意味があるのでしょうか。

第一に、ゲートキーパーを通じた規制の容易性/困難性という点を挙げるのが可能でしょう。先ほど述べた通り、インターネット上では多数の表現者が分散する一方で、媒介者が集中する傾向にあります。であるがゆえに規制を行う際には、Google や twitter や Facebook といった媒介者を通じて規制が行われることが多かった。媒介者をゲートキーパーとして、規制が行われていたのです。

Twitter のような集中型プラットフォームの場合には、集権的なゲートキーパーによるコントロールが可能です。したがって、国家や社会による、ゲートキーパーを通じた規制が容易になるという特徴があります。

これに対してマストドンのような分散型ソーシャルネットワークの場合は、プラットフォームが分散されることにより、特定の企業による独占的なコントロールが回避されます。さらに、国家や社会による、特定の企業をゲートキーパーとした規制も困難になる。

もう一つ分散型ソーシャルネットワークが表現の自由に大きな影響を与えうるのが、規範の棲み分けを可能にしうる、という点です。たとえば、twitterのようなグローバル・プラットフォームの場合は世界中どこからでもアクセス可能です。これは情報の流通にとっては素晴らしいことなのですが、そうであるがゆえに、あらゆる国・地域の法令・社会規範に配慮する必要があります。たとえば、日本の法律では児童ポルノにあたらぬものでも、欧州のある国の法律では児童ポルノにあたる可能性がある表現を、削除しなければならないかもしれない。すると、最も厳しい国・地域の法令・社会規範に準拠し、自由の幅がせまくなる可能性があります。

このことを考えるうえで参考になるのが、アメリカの判例におけるコミュニティ・スタンダードという考え方です。アメリカでも、わいせつ表現は表現の自由にあたらぬということで厳しい規制が行われてきたのですが、その際、何がわいせつにあたるかを判断するにあたっては各々の地域ごとのコミュニティ・スタンダードが基準だとされてきました。

日本人にとっては、アメリカは性表現におおらかというイメージがあります。確かにニューヨークのような都市部では、それほどわいせつ規制は厳しく行われていません。しかし、南部をはじめとする地方では、性道徳が厳しく、規制も厳しく行われている地域もあるようです。アメリカは広い国で、多様性を擁する国なので、全米を通して何がわいせつであるという基準を統一することは困難ですし、表現の自由にとってもネガティブにはたらしかねない。そこでアメリカの判例 *Miller v. California*, 413 U.S. 15(1973)では、「通常人にとってその時代のコミュニティ・スタンダードを適用した場合に作品が全体として好色的興味に訴えているか」、など三つの要件によりわいせつにあたるか否かを判断すべきという立場がとられてきました。コミュニティ・スタンダードは、州または州よりも小さい範囲ごとに決められます。

このコミュニティ・スタンダードは、インターネット以前の1970年代頃からある古い考え方ですが、当時としては出版社は地域のコミュニティ・スタンダードに従って流通させていればよかったです。しかし、ネット時代になると、国境を越え、アメリカ国内でも州を越えて表現が流通します。従来、性道徳におおらかな州は、その地域のコミュニティ・スタンダードに従って表現をしておけばよかったです。しかし、州を越えて性道徳に厳格な州にまで表現が流通する可能性があるとなると、厳格な州のコミュニティ・スタンダードに従って規制されてしまう危険性が生じたのです。

この点に関し、アメリカの子どもオンライン保護法が「未成年者に有害な」内容をコミュニティ・スタンダードに依拠して定義している点が過度に広汎な規制にあたるとして、連邦控訴審裁判所という日本の高裁レベルにあたる裁判所で違憲判決が出ました。その後、連邦最高裁は、コミュニティ・スタンダードに依拠して定義しているだけでは直ちに過度に広汎な規制とはいえないとして差し戻しました。しかし連邦最高裁判事の中には、ネットでコミュニティ・スタンダードに依拠してしまうと、厳格なコミュニティの基準が適用されてしまい、表現の自由が萎縮すると指摘する者もいました。特にスティーブン判事は

「コミュニティ・スタンダードはネット以前の時代には表現の自由を守る盾だったが、ネット時代には表現の自由を押し殺す剣になってしまっている」と印象的な言葉をのこしています。

同じような問題はグローバルな規模でも生じており、国家間の法・管轄の競合・抵触についても考えねばなりません。

2000年代前半におきたヤフー事件が典型例です。フランスでは、ナチスの標章等の販売・頒布を禁じる法律に基づいて、裁判所がヤフーに対し、ナチス関連の商品が販売されているオークションサイトへのフランスからのアクセスを制限することを命じました。つまり、ナチス関連の商品を販売することはアメリカでは表現の自由で保護されるのですが、フランスでは第二次世界大戦時の反省を踏まえ規制されている。従来であればそれぞれの国ごとにメディアによる情報の流通範囲が限定されていたのでこのような問題は顕在化しなかったのですが、インターネット上で国境を越えて情報が流通するようになって、規範の競合という問題が生じたのです。

これに危機感を覚えたヤフーは、フランスの判決がアメリカでは執行されないことの確認を求めて訴訟を提起しました。アメリカの裁判所は、管轄や事件性など訴訟要件を欠いていることを理由に却下しました (Yahoo! Inc v. LICRA, 433 F.3d 1199 (9<sup>th</sup> Cir. 2006))

こういう問題を考えると、twitterなどのグローバル・プラットフォームは世界中どこにでも情報を拡散しうる半面、世界の中で最も厳しい国・地域の規範・法令が適用されかねないという問題があり、実際に非実在系の問題で顕在化しています。

そこで、マストドンのような分散型ソーシャルネットワークが出てきます。まず、既に述べた通り、インスタンスを分割できる。インスタンスごとに管理者も異なります。すると、国・地域ごとの法令・社会規範に即した棲み分けが可能になることが期待されます。

つまり、日本のインスタンスでは、日本の法令や社会規範に従っている限り、諸外国の法令や社会規範に左右されずに、自由なコミュニケーションが可能になります。たとえば、欧州のどこかの国では児童ポルノにあたるイラストがあったとしても、日本の法令に抵触しないかぎり、外国に配慮せず、自由に流通することができます。

法令だけでなく、社会規範に関しても、棲み分けが期待されます。たとえば、わいせつとまではいかななくても、性表現をどの程度受容するかに関してはコミュニティごとに考え方が異なるでしょう。その時、特定の価値観に基づくインスタンスでは、他の共同体の価値観に左右されずに、自分たちの価値観に基づく運営が可能になります。たとえば twitter では、「こういうエグい絵は法律に違反していなくても、どうにかしてほしい」という声が大きければ、運営者としてはその声に配慮して制限をせざるをえません。それに対してマストドンのインスタンスのように、特定の価値観に基づく共同体をつくれれば、自分たちの価値観に基づく運営が可能になります。

#### 4. 分散型ソーシャルネットワークの運営者の責任

とはいえ、分散型ソーシャルネットワークについても、法的な責任が問われることが否定できない場面はあります。

まず、それぞれのインスタンスの管理者、サーバーの管理者の責任です。これについては、少なくとも日本法においては、一般のプロバイダや掲示板管理者、ソーシャルネットワークの管理者と同様に、民法やプロバイダ責任制限法が適用されます。自らの権利を侵害された被害者から、削除を求められたのに削除に応じなかった場合には、損害賠償責任を負う可能性も考えられます。また、ユーザーによる権利侵害が行われた場合には、発信者情報開示などの責任も生じます。

一方、システム(ソフトウェア)の開発者・提供者の責任についてですが、マストドンはオープンソースなので、その開発者コミュニティに属する人々の責任はどうなるのか。一般論としては、判例は利用者の違法行為(著作権侵害等)について、システム(ソフトウェア)の開発者・提供者に責任を負わずことについて、基本的に謙抑的な姿勢をとってきました。

その代表例がウィニー事件です。この事件では、適法用途にも著作権侵害用途にも利用できるファイル共有ソフト Winny をインターネットを通じて不特定多数の物に公開・提供し、正犯者がこれを利用して著作権の公衆送信権を侵害することをほう助したとして、著作権法違反ほう助に問われた事案です。これについて最高裁は、被告人が、(1)現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識・認容しながら Winny の公開・提供を行ったものでないことは明らかである上、(2)公開・提供に当たり、利用者に対し Winny を著作権侵害のために利用することがないよう警告を発していたなどに鑑みると、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していたとまで認めることも困難であり、被告人には著作権法違反罪の幫助犯の故意が欠けると判示しています。

アメリカでも似たような事案として、グロックスター事件 (MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913(2005))がありました。これは、純粹 P2P(Pure P2P)を利用した著作権侵害について、P2P ソフトの開発者・提供者の責任が問われたものです。連邦最高裁は、連邦最高裁は、「実質的に非侵害の用途に供される可能性」があったとしても、著作権侵害を助長する明示的な表現その他の積極的な行為(著作権侵害を助長するような宣伝や、広告スペースの販売など)、著作権侵害を促す意図をもって製品が頒布されたと認められる場合には、当該製品の提供者は利用者による著作権侵害について寄与責任を負うと判示しました。

いろいろと細かい議論はできるのですが、基本的に、ソフトウェア開発者が、利用者の違法行為について責任を問われることは例外的です。違法行為をするように宣伝をしたり、促したりしたような場合には、ソフトウェア開発者の責任が問われる可能性も出てくるでしょう。ウィニーのような P2P による著作権侵害はともかくとして、マストドン

のような SNS ソフトウェアについて、違法行為に利用される蓋然性が高いことを開発者が認識・認容していたと裁判所に判断されるということは、ちょっと考えがたいことです。

以上のように、名誉棄損や、著作権侵害などの違法行為があった場合には、基本的には、違法行為を行ったユーザー、条件によっては、加えてインスタンスの管理者が責任を問われる可能性がある、と考えるよいかと思われます。

## 5. 分散型ソーシャルネットワークと民主主義

最後にやや視点を広げて、分散型ソーシャルネットワークと民主主義の関係について考えてみたいと思います。

先ほどからお話ししているように、マストドンでは、インスタンスの多様化によるコミュニティの棲み分けを進めています。さらに、マストドンには、twitter 以上に豊富なブロック・ミュート機能が実装されています。

そうすると、ユーザーの志向にあわせた細かい設定を可能にするためユーザー個人にとってはありがたい。しかし社会全体の観点、民主主義の観点からすると、ネガティブな面もあります。たとえば憲法学者サンステインの指摘する通り、インターネット上では様々なグループが乱立することによって、「グループ・ポラライゼーション」、つまり閉じられた集団の中で似たような人たちが集まることで、ますます極端な方向に走ってしまうという現象が生じがちです。例えばネトウヨのコミュニティで議論をするとますますネトウヨの考えに染まってしまい、逆にサヨクの人たちだけで議論するとますます極端なサヨクになってしまう。こうして社会が分断されてしまうのではないか、という危惧があります。マストドンなどの分散型ソーシャルネットワークは、そのような傾向を加速させてしまうのではないか、という危険もないわけではないでしょう。

似たような問題として、イーライ・パリサーが「フィルターバブル」という概念を提唱しています。ネット上では、amazon.com のリコメンド機能のように、今まで自分が見てきたものによって表示される内容の選別が行われる。すると、自分の好みや思想がますます強化されていく。こうしてフィルターバブルに閉じ込められてしまう、というのです。マストドンにはこういった傾向を強化するリスクもあるように思われます。

サンステインの著書 Republic.com は『インターネットは民主主義の敵か?』というタイトルで邦訳されましたが、それに倣うならば「マストドンは民主主義の敵か?」ということができるかもしれません。また、政治思想的にいうなら、マストドンは一種の共同体主義といえるかもしれません。つまり、共同体ごとの価値観や規範を尊重するという考え方に、マストドンも沿っているといえそうです。

ただ、マストドンには単純な共同体主義とは言い切れない側面が、やはりあります。開発者のオイゲン・ロッコ自身が言う通り、インスタンスは様々にあるけれど、それぞれの



インスタンは閉じることなく、インスタンスが互いにコミュニケーションする回路を確保することが、マストドンでは重視されてきました。このことをもって、開発者ロッコは、マストドンの原理は federation なのだといっています。

先ほどお話したように、マストドンには連合タイムラインというものがあり、英語では federated timeline と呼ばれます。まさに federation (連邦) の原理を体現したタイムラインです。ある記事で開発者ロッコ氏が言うには、この原理は、政治システムとしてはアメリカ合衆国に近いものだし、ネット上のアーキテクチャとしては電子メールのシステムに近いのだといっています。つまり、コミュニティの多元性を認める一方で、それにも関わらずそれぞれのコミュニティに所属する人々が、他のコミュニティと結びつくことができる。これが連邦の原理だというわけです。また別の記事では、マストドンを EU や NATO にたとえています。

ここで難しいのは、federation を連邦と訳すべきなのか連合と訳すべきなのか、アメリカ合衆国のような連邦国家なのか、EU のような国家連合なのかという点です。非常に単純化して言えば、連邦国家とは連邦レベルに主権がある。それぞれの州はその連邦に属している。それに対して国家連合というのは、あくまでも主権は一義的に各構成国にあり、その連合体としてたとえば EU のような国際機関がある。

このような、政治学や憲法学で語られる federation の概念を意識してこのマストドンが開発されたというのは、注目すべきことかもしれません。アメリカ合衆国建国の父たちが『フェデラリスト』という書物を書いて、連邦憲法への支持を集めようとしていました。同じようなことが、情報社会において再演されようとしているのかもしれない。

もっとも、アメリカの建国における『フェデラリスト』は国家連合から連邦国家へという相対的には集権化の文脈の中で書かれたのに対して、マストドンは twitter という集権的なものへのオルタナティブとして分権化の文脈で開発されたという違いは意識する必要があります。

また、マストドンにおけるインスタンスを分散化の思想は、トクヴィルの議論に近い面もあるように思われます。トクヴィルはご存じのとおり、19 世紀にフランスからアメリカに視察のため派遣された人物です。そして建国間もないアメリカを観察する中で、トクヴィルはそこに民主主義の良い面・悪い面を見出し、『アメリカのデモクラシー』という本を著します。

その中でトクヴィルは「私はアメリカの中にアメリカを越えるものを見たことを認める。そこにデモクラシーそれ自体の姿、その傾向と性質、その偏見と情熱の形態を求めたのである。」(トクヴィル(杉本礼二訳)『アメリカのデモクラシー第一巻(上)』27-28 頁(岩波書店、2005 年))という印象的な一節を書きのこしています。

トクヴィルは、アメリカで大衆が参加した民主主義を行っているにもかかわらず多数者の専制に陥らないのはなぜなのか、ということに興味を持ちます。トクヴィルによれば、

アメリカには多数者の専制を回避するための「民主主義の学校」があるのだといいます。その例としてトクヴィルは、陪審制や結社を挙げていますが、ここでは地方自治に着目したいと思います。「自由な人民が住まうのは地域共同体の中なのである。...この制度によって自由は人民の手の届くところにおかれる。」(前掲 97 頁)。つまり、人民の手に届く範囲に自治がおかれることによって、自由が血肉をもったものになるのです。

マストドンにおけるロッコ氏の考え方も似たようなものと考えられるかもしれません。twitterのように世界中で何億人もの人が利用するプラットフォームだと、そのルールについてみんなで話し合おうという気にはなれないかもしれません。しかしユーザーが 100 人や 1000 人くらいのインスタンスであれば、ガバナンスについてみんなで真剣に議論して、民主的にルールを決めることも可能かもしれない。

マストドンで興味深いのは、アメリカの地方自治体がつながりあって州になり、州がつながりあって連邦になるように、それぞれのインスタンスという小さなコミュニティが閉じることなく、つながりあって federation になるということです。このようなガバナンスの仕組みは注目に値するのではないのでしょうか。

ここで権力者の専制をどう抑止するのかということが問題になります。マストドンの場合、権力者としては開発者とインスタンスの管理者を考えることができます。

開発者の専制の抑止については、マストドンはかなり意識しています。まずオープンソースによる開発を通じて、開発者の抑止・均衡が図られています。また、多数のインスタンスによるプラットフォームの分散化によって、開発者がなんでもできるという状況を回避しています。

一方で、インスタンスが暴走してしまう可能性もあります。インスタンスが人権を侵害するような情報を多数発信してしまう可能性もある。インスタンスの専制をどう抑止するかということは、これまでマストドンのコミュニティの中では必ずしも十分議論されていなかった側面があるようです。

これにはどういう対策があるかということを考えると、まず他のインスタンスが接続を拒否するということが考えられます。これは実際に行われていることで、プライバシーを侵害したり人権を侵害したり児童ポルノを拡散しているインスタンスには、他のインスタンスが接続を拒否して、孤立させてしまう、という制裁が行われています。

これは評価の難しいところで、私自身は、例えば、Pawoo のやっていることが専制だとか問題だと思っているわけではありませんが、二次元の性的なイラストの投稿を許していて、その中には一部の外国から見ると児童ポルノに当たる表現も流通している。これが問題だということで、Pawoo は海外の少なからぬインスタンスから接続を拒否されているようです。

具体的な事案の評価を抜きにするなら、インスタンスが他のインスタンスの接続を拒否することは、チェックアンドバランスの一つの実現方法といえます。これは現実世界でのガバナンスでいうならば、国家間の抑制・均衡に近いものがあるかと思います。国際関係

や、国家連合の構成国間でのガバナンスに近いものがあります。

これだけで足りるのかという問題が生じた場合には、開発者がインスタンスをより強力にコントロールすべきだという要請が生じるかもしれません。これは、連邦国家にたとえるなら、人権を侵害する州法が制定されてしまった場合に、連邦最高裁が州法を無効にする権限を持つようなものです。mastodonでも、どこかのインスタンスが人権を侵害している場合、開発者がインスタンスをコントロールすることが求められるようになるかもしれません。

このように、mastodonは情報社会のガバナンスを考えたときに、多くの課題やヒントを提起しているように思われます。

## 6. まとめ

最後にまとめですが、mastodonは、分散型ソーシャルネットワークというアーキテクチャのモデルを示すことにより、インターネット上の自由と規制、さらには情報社会のガバナンスのあり方に根本的な問題提起を行っています。

mastodonですが、私が講演依頼をいただいた2か月ほど前には、これから流行るのではないかと言われていましたが、最近ではあまり流行らないのではないかとこの懸念も強くなっています。とはいえ、mastodonが、流行するか、それとも、衰退するかにかかわらず、mastodonの示したモデルは情報社会を生きる我々に普遍的な課題を与えているように思われます。

先ほど、トクヴィルが「アメリカの中にアメリカを越えるものを見た」と言ってデモクラシーを論じたことを紹介しました。私にはトクヴィルのような学識も、mastodonに対する深い知識もありませんが、客観的に見て、「mastodonの中にmastodonを越えるものを見」る可能性はあると思います。情報社会における自由やガバナンスを考えるうえで、とても重要な問題提起をしてくれているように思われるのです。

私の話は以上です。ご清聴ありがとうございました。

抄録編集：井関竜也（京都大学大学院法学研究科）

# 分散型ソーシャルネットワーク をめぐる法的問題 : マストドンを事例として

東京大学大学院情報学環客員研究員  
成原 慧

# 自己紹介

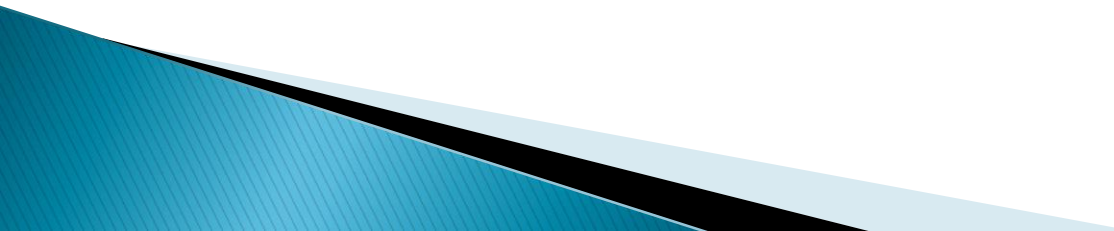
- ▶ 専門は情報法。特にインターネット上の表現の自由やプライバシーなどについて、アーキテクチャによる規制や情報流通の媒介者の役割に着目して研究している。
- ▶ 著書に『表現の自由とアーキテクチャー—情報社会における自由と規制の再構成』（勁草書房、2016年）がある。
- ▶ 現在は東京大学大学院情報学環客員研究員等を務める。



# 講演の趣旨

- ▶ 話題の分散型ソーシャルネットワーク「マストドン」。日本でもインスタンスが相次いで登場している。
- ▶ マストドンをはじめとする分散型ソーシャルネットワークは、プラットフォームの分散により、ネットの自由を取り戻す救世主なのだろうか？それとも、メディアの分断により、ネット上の民主主義を脅かす破壊者なのだろうか？本講演では、マストドンを事例に分散型ソーシャルネットワークの特性を確認した上で、分散型ソーシャルネットワークの発展が表現の自由と規制、そして民主主義に対して提起する問題について考えたい。

# 講演の構成

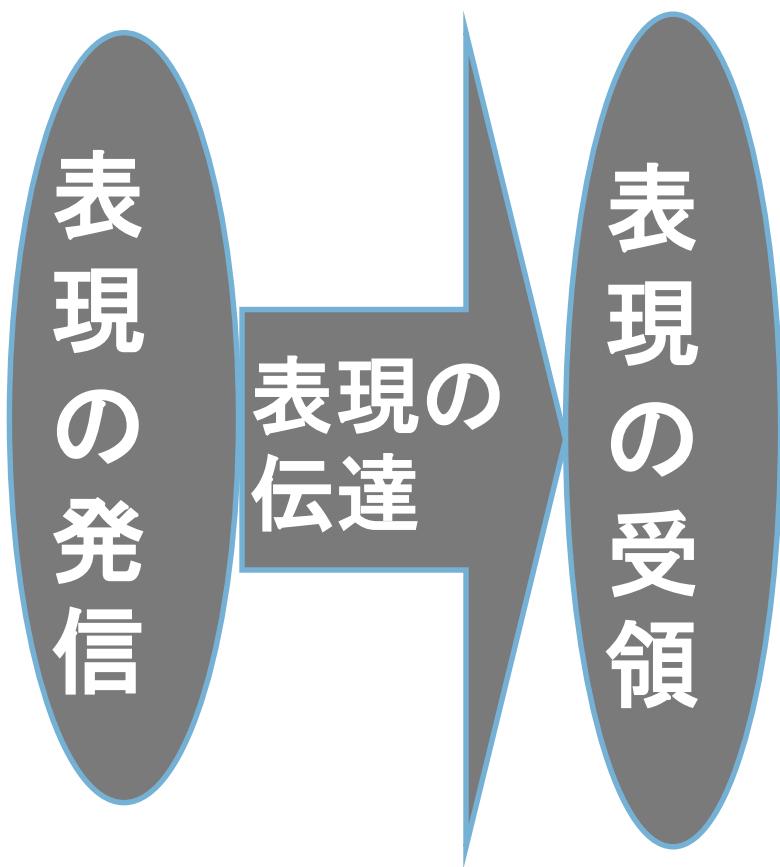
1. インターネット上の表現の自由と規制の構造
  2. 分散型ソーシャルネットワークの特徴と意義
  3. 分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現
  4. 分散型ソーシャルネットワークの運営者の責任
  5. 分散型ソーシャルネットワークと民主主義
- 

# 1. インターネット上の表現の自由と規制の構造

- ▶ インターネット上では、情報発信主体の増大、国境を越える情報流通、匿名性の高さなどにより、国家による直接的な法規制が困難に。
  - 媒介者（プロバイダ、検索エンジン、ソーシャルネットワークワークの管理者等）
  - アーキテクチャ（送信防止措置、フィルタリング、ブロッキング等）
- を通じて間接的に情報流通の規制が行われてきた（自主規制、共同規制、ゲートキーパー規制等）。



# 1. インターネット上の表現の自由と規制の構造

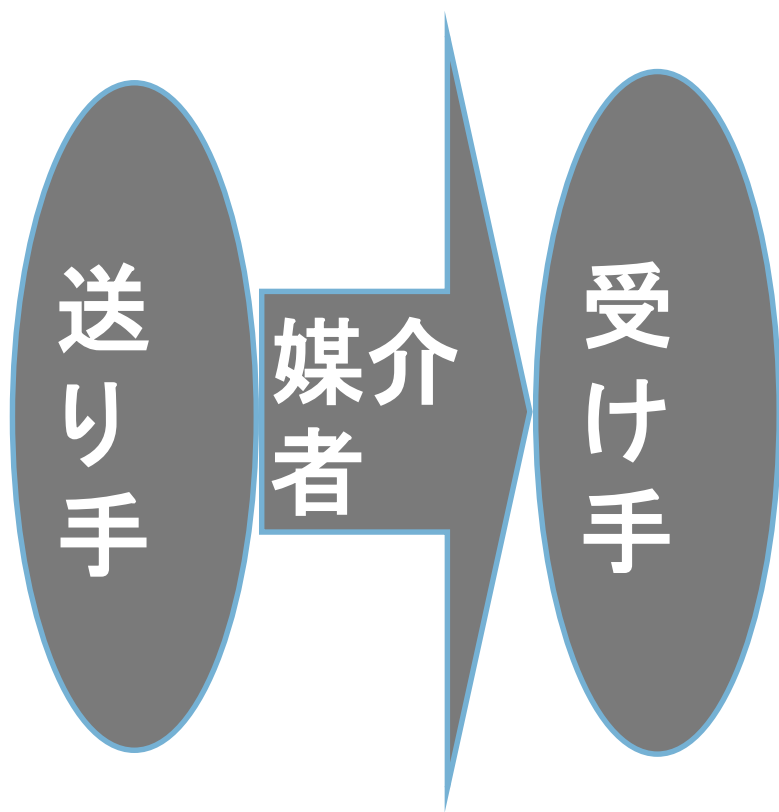


- 表現の自由は、表現の発信のみならず、伝達、受領も含め、情報流通過程全体の自由を保障している。
- 情報の自由な流通の保障。

# 1. インターネット上の表現の自由と規制の構造

- \* インターネットの発展によって、一般の個人（アマチュア）も、マスメディアを介することなく、ホームページ、ブログ、Twitter、Facebookなどを通じて自らの表現を世界に向けて容易に発信できるように。
- \* また多種多様な情報を自ら収集して享受できるように。

# 1. インターネット上の表現の自由と規制の構造



- \* インターネット上の表現活動は、何らかの形で情報流通の媒介者の力を借りて行われる。
- \* 通信事業者、プロバイダ、SNS (Facebook, Twitter, Line)、検索サイト (Google、Yahoo!) など
- \* 情報流通の媒介者
  - ネット上の情報流通を媒介し利用者の表現の自由や知る権利を支える役割

# 1. インターネット上の表現の自由と規制の構造

- 情報流通の媒介者やアーキテクチャの設計者・管理者は、インターネット上の情報流通や表現活動を規制するための「ゲートキーパー」としての役割を求められるようになってきている。

- 検索事業者による検索結果の削除、携帯電話事業者による青少年向けの有害情報のフィルタリング、プロバイダによる児童ポルノのブロッキングなど。

国家(裁判所、  
行政機関等)

ゲート  
キーパー

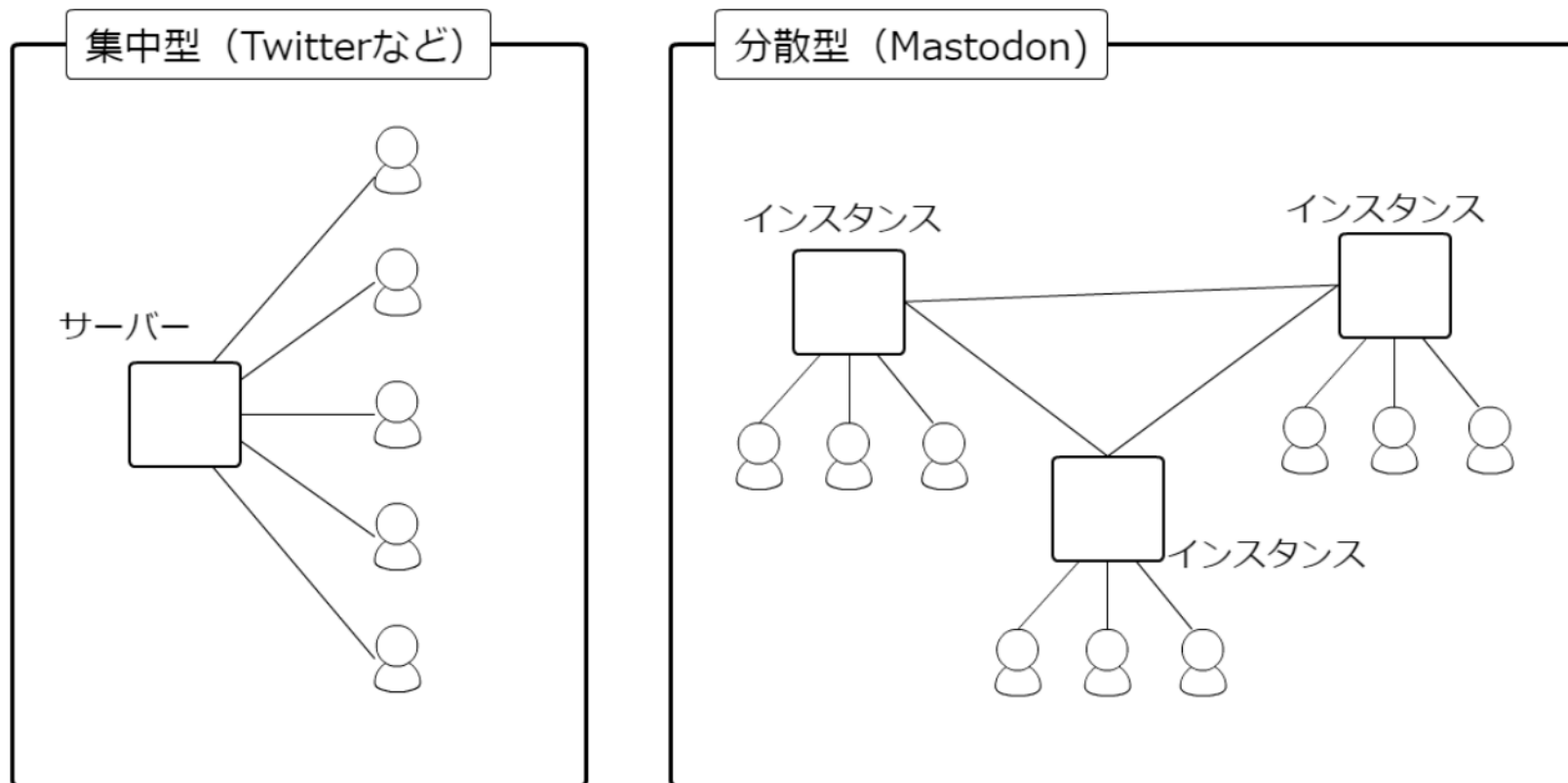
多数の利用者

## 2. 分散型ソーシャルネットワークの特徴と意義



- ▶ ホーム: 自分のトゥートとフォロワーのトゥートが表示
- ▶ ローカルタイムライン: 自分の所属するインスタンスのすべてのユーザーの公開のトゥートが表示
- ▶ 連合タイムライン (federated timeline): 自分の所属するインスタンスに「知られている」すべてのユーザー (インスタンスに所属するすべてのユーザー + インスタンスに所属するユーザー + インスタンスに所属するユーザーの誰かにフォローされている他のインスタンスのユーザー) の公開のトゥートが表示

## 2. 分散型ソーシャルネットワークの特徴と意義

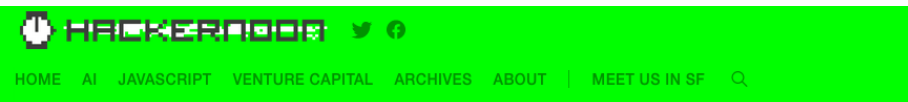


### ▲従来の集中型のサービスと分散型の違い

山本竜也「いまさら聞けない分散SNS Mastodon(マストドン)。誤解の多い連合タイムラインを解説」

<http://japanese.engadget.com/2017/04/18/mastodonmst/>

## 2. 分散型ソーシャルネットワークの特徴と意義



Eugen Rochko [Follow](#)  
Developer of Mastodon, a FOSS decentralized microblogging platform  
Apr 1 · 3 min read

### Welcome to Mastodon

What's different and why it's better



*My name is Eugen Rochko and I'm the creator of Mastodon, a free, open-source federated social network. The flagship instance mastodon.social has over 24,000 users and is growing fast. You can check it out [here](#).*

You have arrived at the place its users endearingly call “fluffy elephant site”. The default user interface reminds you of TweetDeck, you notice that you can write short notices.. Seems familiar. But what is different?

One of Mastodon's fundamental differences to Twitter is **federation**. To bring that word into context, the United States of America are a federation. In a more technical context: E-mail is federation. It means that users are spread throughout different, independent communities, yet remain unified in their ability to interact with each other. You can send an e-mail from Gmail to Outlook, from Outlook to someone's private e-mail inbox. Mastodon's federation is similar: users from different sites (let's call them “instances”) establish connections between these sites by following each other and sending each other messages like on any other social network.

- ▶ マストドンの開発者オイゲン・ロッコによれば、マストドンは、「自由(フリー)な、オープンソースの、連邦(連合)化されたソーシャルネットワーク」(a free, open-source federated social network)。



## 2. 分散型ソーシャルネットワークの特徴と意義

mastodonなど分散型ソーシャルネットワークの特性

- ▶ オープンソースによる開発 → 誰もがコードを検証し、改善することが可能
- ▶ プラットフォームを分散化 → 特定の企業による独占的なコントロールを回避
- ▶ 複数のインスタンスの共存 → 多様なインスタンスの選択が可能に、小規模なコミュニティの構築・管理が容易に、誰もがインスタンスを運営可能



### 3. 分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現

ゲートキーパーを通じた規制の容易性／困難性

#### ▶ 集権型プラットフォーム（例：Twitter）

- ▶ 集権的なゲートキーパーによるコントロール。
- ▶ 国家によるゲートキーパーを通じた規制が容易に。

#### ▶ 分散型ソーシャルネットワーク（例：mastodon）

- ▶ プラットフォームの分散により、特定の企業（ゲートキーパー）による独占的なコントロールを回避。
- ▶ 国家によるゲートキーパーを通じた規制が困難に。

### 3. 分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現

#### 規範の棲み分けの可能性

- ▶ グローバル・プラットフォーム（例：Twitter）
  - ▶ 世界のどこからもアクセス可能であるがゆえに、あらゆる国・地域の法令・社会規範に配慮する必要
  - ▶ 最も厳しい国・地域の法令・社会規範に準拠する可能性？

### 3. 分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現

【米国】わいせつ性の判断におけるコミュニティ・スタンダード

- ▶ Miller v. California, 413 U.S. 15 (1973) 連邦最高裁は、通常人にとってその時代のコミュニティ・スタンダードを適用した場合に作品が全体として好色的興味に訴えているか、など三つの要件により作品がわいせつにあたるか否かを判断すべきだと判示。
- ▶ Ashcroft v. ACLU, 535 U.S. 564 (2002) 子どもオンライン保護法が「未成年者に有害な」内容をコミュニティ・スタンダードに依拠して定義している点で過度に広汎な規制にあたるか否かが争点に。

### 3. 分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現

#### 国家間の法・管轄の競合・抵触(例: ヤフー事件)

- ▶ フランスでは、ナチスの標章等の販売・頒布を禁じる法律に基づいて、裁判所が米ヤフーに対し、ナチス関連の商品が販売されているオークションサイトへのフランスからのアクセスを制限することを命じる。
- ▶ 米ヤフーは米国の裁判所にフランスの裁判所の命令が米国において執行されないことの確認を求めて訴訟を提起。米国の裁判所は、管轄や事件性など訴訟要件を欠いていることを理由に却下(Yahoo! Inc. v. LICRA, 433 F.3d 1199 (9th Cir. 2006))。

### 3. 分散型ソーシャルネットワークによる自由の実現

#### 規範の棲み分けの可能性

- ▶ 分散型ソーシャルネットワーク(例: マストドン)
  - 国・地域ごとの法令・社会規範に即した棲み分けが可能。
    - 日本のインスタンスでは、日本の法令や社会規範に従っている限り、諸外国の法令や社会規範に左右されずに、自由なコミュニケーションが可能に。
    - 特定の価値観(趣味、思想等)に基づくインスタンス(共同体)では、他の共同体の価値観に左右されずに、自らの価値観に基づく運営が可能に。

## 4. 分散型ソーシャルネットワークの運営者の責任

- ▶ インスタンス管理者の責任
  - ▶ プロバイダ、掲示板管理者、一般のソーシャルネットワークの管理者と同様に、
    - ▶ 民法（不法行為による損害賠償責任、人格権に基づく差止め等）
    - ▶ プロバイダ責任制限法（送信防止措置（削除等）に関する損害賠償責任の制限、発信者情報開示）
  - ▶ などが適用される。

## 4. 分散型ソーシャルネットワークの運営者の責任

- ▶ システム(ソフトウェア)開発者・提供者の責任
  - 利用者の違法行為(著作権侵害等)についてシステム(ソフトウェア)の開発者・提供者に責任を負わすことに判例は基本的に謙抑的な姿勢をとってきた。

## 4. 分散型ソーシャルネットワークの運営者の責任

ウィニー事件(最決平成23年12月19日 刑集65巻9号1380頁)

- ▶ 適法用途にも著作権侵害用途にも利用できるファイル共有ソフトWinnyをインターネットを通じて不特定多数の者に公開・提供し、正犯者がこれを利用して著作物の公衆送信権を侵害することを幫助したとして、著作権法違反幫助に問われた事案。
- ▶ 被告人が、(1)現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識・認容しながらWinnyの公開・提供を行ったものでないことは明らかである上、(2)公開・提供に当たり、利用者に対しWinnyを著作権侵害のために利用することがないよう警告を発していたなどに鑑みると、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していたとまで認めることも困難であり、被告人には著作権法違反罪の幫助犯の故意が欠けると判示。



## 4. 分散型ソーシャルネットワークの運営者の責任

グロックスター事件 (MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913 (2005))

- ▶ 純粹P2P (Pure P2P) を利用した著作権侵害について、P2P ソフトの開発者・提供者の責任が問われた。
- ▶ 連邦最高裁は、「実質的に非侵害の用途に供される可能性」があったとしても、著作権侵害を助長する明示的な表現その他の積極的な行為 (著作権侵害を助長するような宣伝や、広告スペースの販売など)、著作権侵害を促す意図をもって製品が頒布されたと認められる場合には、当該製品の提供者は利用者による著作権侵害について寄与責任を負うと判示。

## 5. 分散型ソーシャルネットワークと民主主義

- ▶ インスタンスの多様化によるコミュニティの棲み分け
- ▶ 豊富なブロック・ミュート機能も実装
  - ▶ 「グループ・ポラライゼーション」(サンスティーン)の加速化？
  - ▶ 「フィルターバブル」(パリサー)の加速化？
  - ▶ 「マストドンは民主主義の敵か？」
  - ▶ 共同体主義としてのマストドン？

## 5. 分散型ソーシャルネットワークと民主主義

- ▶ 一方、mastodonは、インスタンス(共同体)を閉じることなく、多様なインスタンス(共同体)のユーザー間のコミュニケーションの回路を確保することを重視。
  - ▶ federation(「連邦」or「連合」)としてのmastodon
    - 連邦国家(アメリカ合衆国)
    - 国家連合(欧州連合(EU))
  - ▶ 情報社会における「フェデラリスト」の再演
    - ハミルトン＝ジェイ＝マディソン『フェデラリスト』
    - もっとも、国家連合から連邦国家へという集権化の文脈で書かれた『フェデラリスト』とは異なり、mastodonはTwitterへのオルタナティブの提示という分権化の文脈で開発されたという相違。

## 5. 分散型ソーシャルネットワークと民主主義

- ▶ 「民主主義の学校」としてのインスタンス？
  - 多数者の専制を防ぐ「民主主義の学校」としての地方自治(トクヴィル)
    - 「私はアメリカの中にアメリカを越えるものを見たことを認める。そこにデモクラシーそれ自体の姿、その傾向と性質、その偏見と情熱の形態を求めたのである。」(トクヴィル(杉本礼二訳)『アメリカのデモクラシー第一巻(上)』27-28頁(岩波書店、2005年))
    - 「自由な人民が住まうのは地域共同体の中なのである。...この制度によって自由は人民の手の届くところにおかれる。」(前掲97頁)

# 5. 分散型ソーシャルネットワークと民主主義

- ▶ 開発者の専制をいかに抑止するか？
  - ▶ オープンソースによる開発 開発の抑制・均衡
  - ▶ 多数のインスタンスによるプラットフォームの分散化
- ▶ インスタンスの専制をいかに抑止するか？
  - ▶ 他のインスタンスが接続を拒否 cf. 国家間の抑制・均衡(国際関係モデルor国家連合モデル)
  - ▶ 開発者によるインスタンスのコントロール cf. 連邦と州の間の抑制・均衡(連邦国家モデル)

# まとめ

- ▶ マストドンは、分散型ソーシャルネットワークというアーキテクチャのモデルを示すことにより、インターネット上の自由と規制、さらには情報社会のガバナンスのあり方に根本的な問題提起を行っている。
- ▶ マストドンが、流行するか、それとも、衰退するかにかかわらず、マストドンの示したモデルは情報社会を生きる我々に普遍的な課題を与えている。
- ▶ 「マストドンの中にマストドンを越えるものを見る」。

ご清聴ありがとうございました。